

# 親権者変更調停を申し立てる方へ

## 1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後に親権者を変更しようとするときは、必ず家庭裁判所の調停又は審判によらなければなりません。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるためのものですから、両親の円満な話し合いで解決することが望ましく、まず調停での話し合いを行うのが原則です（親権者が死亡あるいは行方不明等で調停に出席できない場合その他特に事情のあるときは、調停を経ずに親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

調停手続では、申立人（あなた）が親権者の変更を希望する事情や相手方の意向、今までの養育状況、双方の家庭状況、子どもの意向等についてお話をお聴きしたり、必要に応じて資料を提出していただいたりするなどして、子の福祉にかなうよう話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

## 2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・親権者の変更を求める子ども1人につき収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・776円分（84円切手：5枚、50円切手：4枚、20円切手：4枚、10円切手：7枚、2円切手：3枚）

## 3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必要に応じて申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日には持参してください。

### 申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピー1通を提出してください。

- 事情説明書、お子さんについての事情説明書（未成年の子がいる場合に提出してください。）
- 連絡先等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 申立人、相手方及び子どもの戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3か月以内に発行されたもの

## 4 申立先

相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

お問い合わせ先

盛岡家庭裁判所

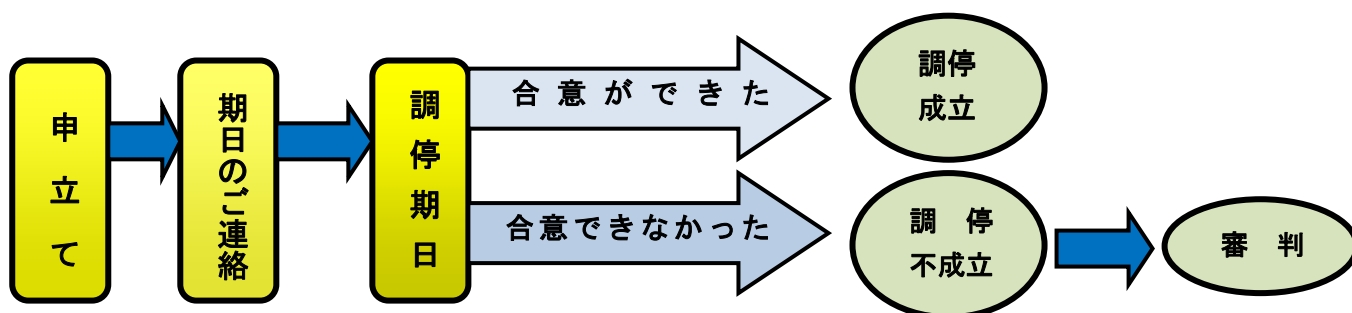
盛岡市内丸9番1号(電話019-622-3458、3449)

※ 裏面もお読みください。

## 5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらい、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくこととなります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



## 6 調停手続で必要な書類の提出方法

- (1) 調停では、必要に応じて、あなたの言い分を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員の指示にしたがってください。
- (2) 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを1通とり、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。相手方に交付したい書類を提出するときは、さらに相手方用のコピーも提出してください。
- (3) 相手方に知られたくない情報（たとえば、源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）がある書類を提出する場合は、コピーにマスキング（黒塗り）してください（裁判所用及び相手方用のコピー2通とも同様に作成してください。）。
- (4) 提出予定の書類の一部に、相手方に知られたくないが、裁判所に知らせる必要がある情報が記載されている場合は、書面の提出方法Q&A及びチャート図「相手方など関係者に知られたくない情報がある方へ」を参照して、非開示申出をしてください。申立書は、裁判所の窓口を用意されているほか、ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) からダウンロードして利用することができます（前記アドレスにより表示される裁判所のトップページから「各地の裁判所」→「盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」のページを参照してください。）。

## 7 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せたり、コピーさせたりするのは困るという申し出があっても閲覧・謄写が許可されることがあります。なお「事情説明書」「お子さんについての事情説明書」は、原則として閲覧・謄写の対象となります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続で、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、留意してください。